

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		深夜営業における音響機器の使用停止命令
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		第 5 6 条 第 4 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 ( 電話 : 048-829-1332 )
処 分 基 準	基 準 ( 未設定の場合はその理由 )	さいたま市生活環境の保全に関する条例第 5 6 条 第 2 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、周辺的生活環境が長期間にわたり現に損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき。
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		